

12 運 輸

列部門	7111-01	鉄道旅客輸送
行部門	7111-011	鉄道旅客輸送（JR）
	7111-012	鉄道旅客輸送（除JR）

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理等兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

I S I C：「6010 鉄道輸送業」、「6021 その他の定期旅客陸上輸送業」

〔品目例示〕

JR、公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車）の旅客輸送

〔注意点〕

- ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカ等の営業料は、本部門の生産額には含めない。
- ② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。
- ③ 昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）」、「7112-01国有鉄道（国電以外の旅客）」、「7112-01、-011国有鉄道（国電旅客）」及び「7113-01地方鉄道・軌道、-011地方鉄道・軌道（旅客）」を平成2年表において統合し、本部門とした。

列部門	7112-01	鉄道貨物輸送
行部門	7112-011	鉄道貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

I S I C：「6010 鉄道輸送業」

〔品目例示〕

JR、民営鉄道の貨物輸送

〔注意点〕

昭和60年表の列・行部門「7111-01国有鉄道（除国電旅客）」、「7112-01国有鉄道（貨物）」及び「7113-01地方鉄道・軌道、-012地方鉄道・軌道（貨物）」を平成2年表において統合し、本

部門とした。

列部門	7121-01	バス
行部門	7121-011	バス

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類40「道路旅客運送業」のうち、402「一般乗用旅客自動車運送業」及び4092「旅客軽車両運送業」を除いた活動を範囲とする。

I S I C：「6021 その他の定期旅客陸上輸送業」、「6022 その他の不定期旅客陸上輸送業」

〔品目例示〕

乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

列部門	7121-02	ハイヤー・タクシー
行部門	7121-021	ハイヤー・タクシー

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類402「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4092「旅客軽車両運送業」の活動を範囲とする。

I S I C：「6022 その他の不定期旅客陸上輸送業」

〔品目例示〕

ハイヤー・タクシー業、旅客軽車両運送業による旅客輸送

列部門	7122-01	道路貨物輸送
行部門	7122-011	道路貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類41「道路貨物運送業」のうち小分類414「集配利用運送業」を除いた活動を範囲とする。

I S I C：「6023 道路貨物運送業」

〔品目例示〕

トラック運送業（一般貨物、特別積合せ貨物、特定貨物）、貨物軽車両等運送業の貨物輸送

〔変更点〕 平成2年表まで本部門に含まれていた自動車運送取扱業の活動を分割し、「7161-01貨物運送取扱」部門に格付ける。

〔注意点〕

集配利用運送業及び自動車運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7131-01P	自家用旅客自動車輸送
行部門	7131-011P	自家用旅客自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

I S I C : 該当なし

[注意点]

- ① マイカー輸送は家計消費であり、生産活動とみるのは無理があるので、本部門から除外している。
- ② 生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。
ただし、自家輸送に係る人件費が「9311-000賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9403-000間接税（除関税・輸入品商品税）」部門の範囲に含まれる等、粗附加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である自家輸送部門に含めず、各列部門が、直接、それぞれの粗附加価値部門に計上する。
- ③ 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービス別にマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として、旅客及び貨物について作成されている。

列部門	7132-01P	自家用貨物自動車輸送
行部門	7132-011P	自家用貨物自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動を範囲とする。

I S I C : 該当なし

[注意点]

「7131-01P自家用旅客自動車輸送」記載の①、②及び③のとおり。

列部門	7141-01	外洋輸送
行部門	7141-011	外洋輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類421「外航海運業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6110 海洋・沿海運送業」

[品目例示]

外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

[変更点]

平成2年表まで本部門に含まれていた海上貨物運送取扱業（外航船によるもの）の活動を「7161-01貨物運送取扱」部門に格付ける。

[注意点]

- ① 日本標準産業分類の細分類4241「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用船料支払）分は、自部門の交点に計上するものとする。

以上については、他の輸送機関（「7122-01道路貨物輸送」「7142-01沿海・内水面輸送」、「7151-01航空輸送」、「7161-01貨物運送取扱」等）における事業者間の用船（用車、用機）についても同様の扱いとする。

- ② 海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7142-01	沿海・内水面輸送
行部門	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類422「沿海海運業」及び423「内陸水運業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6110 海洋・沿海運送業」

[品目例示]

沿海旅客運輸業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。）の旅客輸送、沿海貨物運輸業の貨物輸送、港湾旅客運輸業の旅客輸送、河川水運業、湖沼水運業の旅客・貨物輸送

[変更点]

平成2年表まで本部門に含まれていた海上貨物運送取扱業（内航船によるもの）の活動を「7161-01貨物運送取扱」部門に格付ける。

[注意点]

- ① 日本標準産業分類の細分類4242「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。
- ② 海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7143-01	港湾運送
行部門	7143-011	港湾運送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類452「港湾運送業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6301 貨物取扱業」

[品目例示]

一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業(はしけ及びいかだのえい航を含む)、沿岸荷役業及びいかだ運送業の荷役

列部門	7151-01	航空輸送
行部門	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類43「航空運輸業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6210 定期航空運送業」、「6220 不定期航空運送業」

[品目例示]

定期・不定期航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空写真撮影等)

[変更点]

平成2年表まで本部門に含まれていた利用航空運送業の活動を「7161-01 貨物運送取扱」部門に格付ける。

[注意点]

利用航空運送業の行う活動は本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

列部門	7161-01	貨物運送取扱
行部門	7161-011	貨物運送取扱

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類414「集配利用運送業」及び453「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6023 道路貨物運送業」、「6301 貨物取扱業」、「6309 その他の輸送代理店業」

[品目例示]

第一種利用運送業、第二種利用運送業、運送取次業

[変更点]

「7122-02通運」、「7122-01道路貨物輸送」、「7141-01外洋輸送」、「7142-01沿海・内水面輸送」及び「7151-01航空輸送」に格付けられていた貨物運送取扱業の活動を本部門に統合する。

[注意点]

本部門の生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとしている。

列部門	7171-01	倉庫
行部門	7171-011	倉庫

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類44「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

I S I C : 「6302 貯蔵・倉庫業」

[品目例示]

普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームを含む)、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

[注意点]

自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列部門	7181-01	こん包
行部門	7181-011	こん包

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類456「こん包業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6309 その他の輸送代理店業」

[品目例示]

荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

[注意点]

自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

列部門	7189-01	道路輸送施設提供
行部門	7189-011	道路輸送施設提供

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類457「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係るもの及び中分類73「駐車場業」から自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス」

〔品目例示〕

自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

〔注意点〕

- ① レンタカー及びリースカーは「8514-01貸自動車業」に含める。
- ② 自動車の保管を目的とする月極め駐車場等については土地の賃借とみなし、「6411-01不動産仲介・管理業」の範囲に含まれる活動のみを当該部門に計上する。
- ③ 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキング・メータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「8111-01公務（地方）★★」の範囲とする。

列部門	7189-02	水運施設管理★★
行部門	7189-021	水運施設管理★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4575「桟橋泊きょ業」、細分類4574「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役桟橋設備等の港湾関係分、小分類381「上水道業」のうち船舶給水業及び小分類459「他の運輸に付帯するサービス業」のうち航路標識事務所（灯台）、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

「4100 水収集・浄化・供給業」

〔品目例示〕

港湾・漁港の管理、水路情報の提供

〔変更点〕

平成2年表の「7179-02水運付帯サービス（公営）★★」の活動の全部と「7179-03水運付帯サービス（産業）」のうち

港湾・漁港管理活動（船舶給水業に相当する範囲を含む。）、とん税、特別とん税、運河通行税及び灯台税を本部門の範囲とする。

また、港湾・漁港区城以外の水路情報提供活動についても本部門の範囲として明記する。

〔注意点〕

- ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。
- ② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接税関に納付するものであるが、外洋輸送が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門が本部門を投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、生産額に含める。同様に、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

列部門	7189-03	その他の水運付帯サービス
行部門	7189-031	その他の水運付帯サービス

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4599「他の運輸に付帯するサービス業」のうち、検査業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、引船業の活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

〔品目例示〕

水先、検査、検量、鑑定

〔変更点〕

平成2年表の「7179-03水運付帯サービス（産業）」の活動のうち、「7189-02水運施設管理★★」部門に格付ける以外の活動を本部門の活動とする。

列部門	7189-04	航空施設管理（国公営）★★
行部門	7189-041	航空施設管理（国公営）★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）の管理活動、及び、小分類459「他の運輸に付帯するサービス業」に相当する範囲のうち、航空交通管制活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帯するサービス業」

〔品目例示〕

空港管理、航空交通管制

〔変更点〕

平成 2 年表の「7179-04 航空付帯サービス（国公官）★★」の部門名称を変更するとともに、生産額（経費区分）上、空港管理の範囲に含まれる航空交通管制活動について、本部門の範囲であることを明記する。

〔注意点〕

- ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は「7189-05 航空施設管理（産業）」に含める。
- ② 輸入（外国の航空施設利用に係る支払い）は、「7189-05 航空施設管理（産業）」に計上する。

列部門	7189-05	航空施設管理（産業）
行部門	7189-051	航空施設管理（産業）

（運輸省）

日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帶するサービス業」

〔品目例示〕

空港管理

〔変更点〕

平成 2 年表の「7179-05 航空付帯サービス（産業）」の活動のうち、「飛行場業」の活動を本部門の範囲とする。

〔注意点〕

- ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。
- ② 輸入（外国の航空施設利用に係る支払い）は、すべて本部門に計上する。

列部門	7189-06	その他の航空付帯サービス
行部門	7189-061	その他の航空付帯サービス

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類459「その他の運輸に付帶するサービス業」のうち、航空管制活動以外の、航空輸送に付帶する活動（機内飲食物売上、運行サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帶した役務等）を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帶するサービス業」

〔品目例示〕

航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

〔変更点〕

平成 2 年表の「7179-05 航空付帯サービス（産業）」の活動のうち「7189-05 航空施設管理（産業）」部門に格付ける以外の活動を本部門の範囲とする。

〔注意点〕

空港ターミナルビル等は「6411-02 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「7121-01 バス」に、給油（燃料販売）は「商業」に、航空機整備は「3622-10 航空機修理」にそれぞれ含める。

列部門	7189-09	旅行・その他の運輸付帯サービス
行部門	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類451「旅行業」、454「運送代理店」、455「運輸あっせん業」及び459「その他の運輸に付帶するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

I S I C : 「6303 その他の運輸に付帶するサービス業」、「6304 旅行代理店、旅行オペレータ及び観光案内業」

〔品目例示〕

旅行業、運送代理店、運輸あっせん業等の取扱

〔注意点〕

- ① 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。
- ② 昭和60年表までの部門名称「7179-09、-099 その他の運輸付帯サービス」を平成 2 年表において「7179-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」に変更。